

広島県告示第四百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

令和八年四月二十日

広島県知事 横 田 美 香

一 起業者の名称

庄原市

二 事業の種類

庄原市東城子育て支援施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県庄原市東城町川東地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

庄原市東城子育て支援施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、現「東城子育て支援施設」で実施している地域子育て支援拠点事業及び放課後児童健全育成事業と合わせ、現「帝釈子育て支援施設」で実施している地域子育て支援拠点事業との二施設、三事業の一体的な整備を行うものであり、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業（同法第二条第三項第二号に規定する第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業）であり、法第三条第二十三号に該当する事業である。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である庄原市は地方公共団体であり、本件事業に係る財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

本件事業は、現「東城子育て支援施設」及び現「帝釈子育て支援施設」を移転し、一体的な整備を行うものである。

現「東城子育て支援施設」は、鉄筋コンクリート造平家建ての昭和五十一年に建設された施設で、建設から四十九年経過（耐用年数四十七年）し、耐震性がなく、機能

性が低く、老朽化しているとともに、放課後児童クラブの利用児童の多くが通う庄原市立東城小学校からの登所経路に歩道が設置されていない箇所があるなど、児童の登所時の安全な通行が確保できていない状態にある。

また、現「帝釈子育て支援施設」は、発達支援に特化した地域子育て支援拠点事業を実施しているが、木造平家建の平成元年に建設された施設で、建設から三十六年経過（耐用年数二十二年）し、機能が低く、老朽化しているとともに、冬季に積雪が多い地域にあり、積雪時利用の利便性を欠いている状態にある。

本件事業は、庄原市立東城小学校付近の市街地に整備することとしており、本件事業の完成により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）で定める耐震基準に適合するとともに、老朽化の解消、利用者の安全性と利便性の確保及び多様なニーズに応じた受け入れ体制の充実を図ることができるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

## (二) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、周辺は保育所、小学校、市役所支所、商業施設等が存する地域であるため、工事施行の際には周辺環境に十分配慮することとしており、完成後は、周辺施設と比べて特に生活環境への影響が大きい施設ではないため、生活環境への影響は軽微である。

また、本件事業の起業地において、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に指定される希少な野生動物の生息及び植生について、「絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックひろしま二〇二二）」を基に検討を行った結果、これらの存在は確認されていない。

さらに、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の埋蔵文化財包蔵地も存在せず、起業者が特別な保全措置を要する文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定については、自治振興センター北側案（以下「申請案」という。）のほか、書店北側案及び現「東城子育て支援施設」案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、申請案の周辺は公共施設が集積しており、周辺環境への影響は軽微である。また、全ての区間に歩道が設置されており安全な移動も確保され、事業費が最も低額となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、現「東城子育て支援施設」は、耐震性がなく、機能性が低く、老朽化している。また、現「帝釈子育て支援施設」は、機能性が低く、老朽化しているとともに、積雪時利用の利便性を欠いている状態にある。本件事業の施行により、庄原市立東城小学校付近の市街地に整備され、建築基準法で定める耐震基準に適合するとともに、老朽化の解消、利用者の安全性と利便性の確保及び多様なニーズに応じた受け入れ体制の充実を図ることができる。このことから、本件事業を早期に行う必要があると認められる。

(二) 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲であると認められる。

(三) また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

庄原市役所東城支所地域振興室